

【新規口座開設および入金事務取扱い廃止】

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2026年4月1日現在

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・かぎん教育資金贈与専用口座「孫ん貯め（まごんため）」 【2026年4月1日より新規口座開設および入金事務取扱い廃止】 |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・祖父母さまなどの直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま ・贈与を受けられた前年の預金者（お孫さまなど）の合計所得金額が1,000万円以内であるお客さま。 |
| 3. 対象となる預金 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金（教育資金管理特約を締結していただきます） |
| 4. 取扱店 ※口座開設に必要な書類などは、次ページをご覧ください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店は本店となります。 ・口座開設時に「教育資金管理特約」を締結していただきます。 ※当行の支店（出張所および代理店は除きます）窓口でもお申しいただけますが、本店へのお取次ぎ扱いとなります。 |
| 5. お預け入れ期限 | <ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月31日まで |
| 6. 預入（1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で随時お預け入れいただけます（出張所および代理店は除きます）。 ・1預入あたり100万円以上1円単位 ・1,500万円（利息は預入限度額に含みません） ※「（追加）教育資金非課税申告書」をご提出いただきます。 |
| 7. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で随時お引き出しいただけます（出張所および代理店は除きます）。 ・なお、教育資金の支払いを証明する領収書など（原本）を、領収書などに記載の支払年月日の翌年3月15日までに、まとめて窓口にご提出いただきます。 |
| 8. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の金利を適用いたします（金利情勢により変動します）。 ・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。 ※預金利息は、非課税拠出額に含まれず、利払い時に所得課税の対象となります。 |
| 9. 課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者などの少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。 |
| 10. 手数料について | <ul style="list-style-type: none"> ・無料 |
| 11. 口座の解約について（教育資金管理特約の終了について） | <ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかの早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます（通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません）。 ①預金者（お孫さまなど）が30歳になられた場合 <ul style="list-style-type: none"> ※2019年7月以降は、在学中であることを条件に40歳の誕生日の前日まで延長可能 ②預金者（お孫さまなど）が亡くなられた場合 |

| | |
|------------------------|---|
| | ③預金残高がゼロとなり、預金者（お孫さまなど）と当行で特約終了の合意があった場合 |
| 1 3. 相続財産の加算方法 | <p>・預入をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が亡くなられた場合、その死亡の日における預入残高について、相続税の課税対象となります。</p> <p>ただし、その亡くなられた日において下記のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <p>①預金者（お孫さまなど）が23歳未満である場合 ②預金者（お孫さまなど）が学校などに在学している場合 ③預金者（お孫さまなど）が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>※2019年3月31日以前に行われた贈与については課税されません。 ※2019年4月1日から2021年3月31日に行われた贈与については、贈与者の死亡日前3年以内に預入した金額に限り課税対象となります。 ※2021年4月1日以後に行われた贈与について、贈与者の子以外の直系卑属（代襲相続人を除く）に相続税が課税される場合には、相続税額の2割加算の対象となります。 ※2023年4月1日以後に行われた贈与については、上記①から③に該当する場合であっても、贈与者の死亡による相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、相続税の課税対象となります。</p> |
| 1 4. その他参考となる事項 | <p>・預金保険制度の対象となります。 （1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます）</p> <p>・金利については、窓口へご照会ください。</p> |
| 1 5. 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> |

※口座開設のお手続きに必要なもの

| | |
|--------------------|---|
| お孫さまなどのご本人確認書類（原本） | <p>保険証、運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど</p> <p>※お孫さまなどが未成年者の場合は、お孫さまなどのご関係が確認できる親権者さまのご本人確認書類もあわせて必要となります（親権者さまにお手続きを代行していただきます）。</p> |
| お孫さまなどのご印鑑 | <p>新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。</p> |
| 戸籍謄本または住民票（原本） | <p>祖父母さまなどとお孫さまなどの関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本（または抄本）または住民票をご用意ください。</p> |
| 贈与契約書（原本） | <p>お近くの当行本支店（出張所および代理店は除きます）に用紙をご用意しております。</p> <p>口座の開設に先立ち、事前に祖父母さまなどとお孫さまなどとの間で締結していただきます。</p> <p>※契約書の締結後、贈与契約日より2か月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要がございます。</p> |
| 教育資金非課税申告書 | <p>お近くの当行本支店（出張所および代理店は除きます）に用紙をご用意しております。</p> <p>※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 合計所得金額に関する確認書 | <p>お近くの当行本支店（出張所および代理店は除きます）に用紙をご用意しております。</p> <p>※贈与を受けた年の前年分の預金者（お孫さまなど）の合計所得金額を確認させていただくための必要書類となります。</p> |
| 所得確認書類 | <p>贈与を受けられた年の前年分の預金者（お孫さまなど）の合計所得金額が1,000万円以内であることを確認させていただく書類となります。</p> <p>（例）確定申告書の控え、給与所得の源泉徴収票など（いずれもコピー可）</p> |
| 贈与資金 | <p>贈与資金については、以下の方法などにて予めご用意ください。</p> <p>○既に当行にあるお孫さまなどの口座に予め入金していただき、預入日に本口座へ振り替えさせていただきます。この場合、お孫さまなどが既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。</p> <p>○既に当行にある祖父母さまなどの口座に予め入金していただき、預入日に本口座へ振り替えさせていただきます。この場合、祖父母さまなどのお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さまなどにもご来店いただきます。</p> |